

表彰規程

第1条 一般社団法人高知県建設業協会（以下「協会」という。）正会員並びに正会員の従業員（法人は代表者以外の役員を含む。）及び協会職員に対する表彰に関して、本規程に定めるところにより、会員表彰、会員の従業員表彰、協会職員表彰の3種類に分けて行う。

第2条 会員表彰は、協会正会員であって次の各号の1に該当するものに対して行う。

- (1) 任期2期以上に亘り功績のある正副会長
- (2) 任期3期以上に亘り功績のある役員
- (3) 本会又は業界のため特別功労ありと認められるもの
- (4) 表彰基準1を満たし、次の各号に該当するもの
 - イ 経営の合理化、工費の適正化を図り、その成果顕著なもの
 - ロ 技術の向上、作業の機械化に対する貢献顕著なもの
 - ハ 従業員の労務及び厚生の改善に務め、以って労働意欲の増進をもたらしたと顕著なもの
 - ニ 会員の親愛と協力を図り、業界の道義昂揚に顕著な貢献をしたもの

第3条 正会員の従業員表彰は、10年以上同一会員の従業員として勤続し、勤務成績が優良且つ品行方正にして、次の各号の1に該当する者に対して行う。ただし、正会員の事業所規模により表彰基準2の人数の範囲内において行う。

- (1) 勤務精神を発揮し、克く担任業務に精励し勤務成績特に優良なもの
- (2) 業務上有益な発明改良又は工夫を考案したもの
- (3) 業務上顕著な功績のあったもの
- (4) 事故を未然に防ぎ又は非常に際し功労のあったもの
- (5) その他特に表彰の価値ありと認めるもの

第4条 本会職員表彰は、次の各号の1に該当するものに対して之を行う。

- (1) 本会に勤務すること10年又は20年の勤続者にして、その成績優秀なもの
- (2) 本会発展のためその功績特に顕著なもの
- (3) その他業務上顕著な成績のあったもの

第5条 表彰は、特別の場合を除き総会の席上で表彰状又は感謝状の贈呈をして行う。

2 表彰状又は感謝状には記念品を附するものとする。

第6条 表彰の内申は、次によるものとする。

- (1) 第2条第1項該当者は、役員による。
- (2) 第2条第2号より第4号まで及び第4条各号該当者は、正副会長の推せんによる。

(3)第3条各号該当者は、その所属正会員の推せんによる。

第7条 前条の推せんのあった場合は、理事会で承認の上、会長が表彰を行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人高知県建設業協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

表 彰 基 準

- 1 表彰規程第2条第4号の表彰基準は、次の各号に該当するものとする。
 - (1)年齢満60才以上であること。
 - (2)建設業に従事すること20年以上にして現在も正会員であること。
 - (3)正会員（法人にあっては、その代表者として本会に登録してから）として15年以上経過していること。
- 2 従業員表彰者の推薦数は、事業所の規模により、次に定める人員の範囲内とする。
 - (1)従業員100人以上の事業所5名
 - (2)従業員50人以上100人未満の事業所3名
 - (3)従業員50人未満の事業所2名